

議第3号 川越都市計画生産緑地地区の変更について（日高市決定）

川越都市計画生産緑地地区の変更（日高市決定）

- 1 川越都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
日高第2号生産緑地地区	約0.39h a	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、川越都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

## 変更概要書

名 称 (図面番号)	変 更 の 内 容
日高第2号生産緑地地区 (計画図1)	<p>法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため。</p> <p>地区の区域及び面積の変更 面積約1.09haの内約0.7haを削除し、約0.39haに変更する。</p>

## 新旧対照表

	名称	面積	備考
新	日高第2号生産緑地地区	約0.39ha	
旧	日高第2号生産緑地地区	約1.09ha	

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 1 川越都市計画における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、日高市、川越市及び川島町の行政区域全域です。本地区は、日高市大字原宿地内の生産緑地地区の一部です。

## 2 変更の必要性

当該生産緑地地区は、主たる従事者である夫の死亡及び妻の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障が原因として、生産緑地法第10条第2項の規定による買取り申出がありました。が、都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。引き続き、同法第13条に基づき生産緑地の取得のあっせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあっせんに至りませんでした。

これにより同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区を本案のとおり変更するものです。

## 3 変更の内容

日高第2号生産緑地地区 面積約 1.09ha から約 0.39ha に変更

## 都市計画変更の経緯の概要

埼玉県知事協議	
申 出	令和2年2月27日
回 答	令和2年3月3日 回答内容「異存なし」
法第17条による都市計画案の縦覧	令和2年5月12日から5月26日まで 【縦覧結果】縦覧者：1名、意見書の提出：なし
日高市都市計画審議会	令和2年8月19日
決定告示	令和2年8月下旬（予定）





